

札幌市職員の懲戒処分について

このたび事実関係の確認を終えました下記の不祥事につきまして、関係職員の懲戒処分をいたしました。

記

1 不祥事の概要

被処分者は、平成25年10月3日（木）7時42分頃、自家用車にて出勤途中、車道から左折して駐車場に進行しようとしたところ、進行方向右側から歩道上を直進してきた自転車に自車前部を衝突させて、被害者を自転車もろとも路上に転倒させ、被害者に加療約345日間を要する怪我を負わせたとして、平成26年7月23日（水）、札幌地方検察庁から札幌地方裁判所に自動車運転過失傷害の罪により起訴されるという事故を引き起こした。

このような行為は、地方公務員法で規定される信用失墜行為の禁止に違反するとともに、全体の奉仕者としてふさわしくない非行に該当する。

また、被処分者の当時の所属長は、当該事故発生の事実を札幌市サービス管理員等設置要綱の規定に基づき、直ちに総務局長に報告するために必要な事務処理等を行うべきところ、認識不足等により必要な事務処理等を十分に行わなかった。

2 処分日

平成26年8月25日（月）

3 被処分者

建設局一般職 男性（60歳代） 減給3月
（被処分者は同日付で依願退職）

4 管理監督者に対する措置

都市局課長職 男性（50歳代） 口頭厳重注意
（事件当時は建設局課長職）

【問合せ：総務局職員部人事課長（電話 211-2072）】